

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

～ そうだん こ かた 相談に来られた方へ ～

このしおりは、せいかつ ほ ご そうだん こ かた
生活保護の相談に来られた方に、
せいど しんせい てつづ
制度のしくみや、申請の手続きについて、
せつめい
説明したものです。

わからないことがありましたら、ふくしじむしょ
福祉事務所の
しょくいん
職員におたずねください。



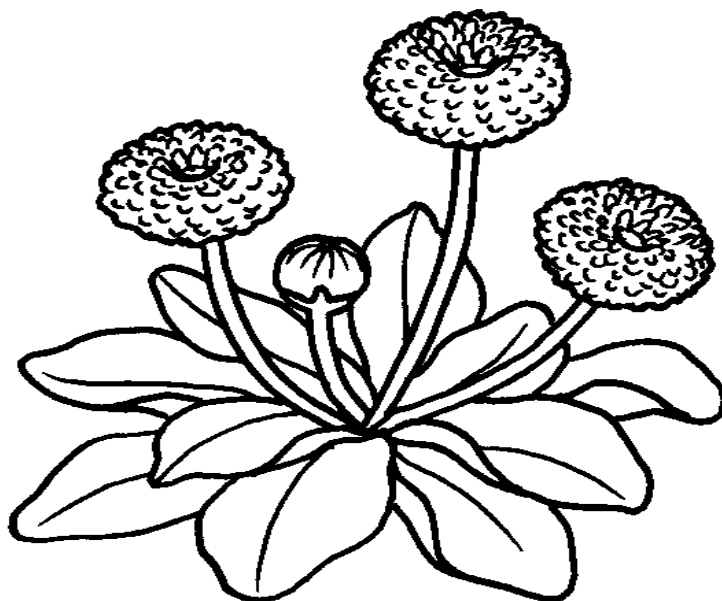
ながはま し ふくし じ む しょ
長浜市福祉事務所

^{せいかつ ほ ご} 1. 生活保護とは

^{わたし} 私^{いっしょう} たち^{あいだ} の^{いっしょう} 一^{あいだ} 生^{あいだ} の^{あいだ} 間^{あいだ} には、^{びょうき} 病^{しごと} 氣^{しごと} を^{しごと} し^{しごと} たり、^{しごと} 仕^{しごと} 事^{しごと} が^{しごと} な^{しごと} くな^{しごと} ったり、
いろいろな事^{じじょう} 情^{じじょう} の^{じじょう} た^{じじょう} め、^{せいかつ} 生^く 活^く が^く 苦^く し^く くなり、^く どう^く にも^く な^く ら^く なく^く なる^く こ
と^く が^く あ^く り^く ます。

^{せいかつ ほ ご} 生^し 活^し 保^し 護^し と^し は、^{しさん} 資^の 産^{うり} や^の 能^り 力^{よく} など^{かつ} す^{よう} べ^{よう} て^{よう} を^し 活^し 用^し して^し も^し な^し お、^{しゅうにゅう} 収^{しゅう} 入^{にゅう} が
^{せたい} 世^き 帯^き ご^き と^き に^き 決^き め^き ら^き れ^き る^き 「^{さいていせいかつひ} 最^{さい} 低^{てい} 生^{せいかつ} 活^ひ 費^ひ 」^{したまわ} を^{したまわ} 下^{せいかつ} 回^こ り、^{かた} 生^{かた} 活^{かた} に^{かた} 困^{かた} っ^{かた} て^{かた} り^{かた} る^{かた} 方^{かた}
(^{せたい} 世^{たい} 帯^{こま}) ^{こま} に^{こま} 対^{こま} し、^{てい} 困^{てい} っ^{てい} て^{てい} り^{てい} る^{てい} 程^お 度^う に^お 応^お じ^お て^お 必^ひ 要^つ な^{よう} 保^ほ 護^ご を^お 行^お い、^{にっぽんこくけんぽう} 日^に 本^{ぽん} 国^{こく} 憲^{けん} 法^{ぽう}
第^{せいかつ ほ ご} 25^{ほう} 条^{さだ} や^{さだ} 生^{けん} 活^{こう} 保^{ぶん} 護^{かて} 法^き に^き 定^{さい} め^{てい} ら^い れ^げ た^{んど} 健^{せいかつ} 康^ほ で^お 文^に 化^っ 的^{ぽん} な^{こく} 最^{けん} 低^{ぽう} 限^{ぽう} 度^{ぽう} の^{ぽう} 生^{せいかつ} 活^ほ を^ほ 保^{しょう} 障^{しょう}
^{じりつ} し、^{せいかつ} 自^お 立^く し^く た^く 生^く 活^く が^く 送^く れ^く る^く よう^く 手^く 助^く け^く を^く す^く る^く 制^く 度^く です。

^{せいかつ ほ ご} 生^{しん} 活^{せい} 保^{こく} 護^{みん} の^{けんり} 申^{けん} 請^{じん} は^{ひみつ} 国^{かた} 民^{まも} の^{まも} 権^{まも} 利^{まも} です。^{こじん} 個^こ 人^{じん} の^{ひみつ} 秘^{かた} 密^{まも} は、^{かた} 固^{まも} く^{まも} 守^{まも} り^{まも} ます^{まも} の^{まも} で、
^{あんしん} 安^{そう} 心^{だん} し^{だん} て^{だん} ご^{だん} 相^{だん} 談^{だん} くだ^{だん} さい。



2. 生活保護を受けるにあたって

つぎ 次のとおり、あらゆるものを生活するために活用することが必要です。

ご相談をお伺いして、個々の実情により判断します。

生活が行き詰まる前に、早めにご相談ください。

(1) 資産の活用について

① 預貯金や現金は、生活費にあててください。

② 貴金属、有価証券は、処分して生活にあててください。

③ 土地、家屋などの不動産等は活用することが前提ですが、

現にお住いの不動産は、保有が認められることがあります。

④ 生命保険や学資保険は、原則として解約し、返戻金を活用してください。保険料が少額であるなど、条件つきで保有が認められることもあります。

⑤ 自動車は、原則として保有も、運転することも認められません。

自立に役立つことが期待できる場合は認められることがあります。

(2) 稼働能力の活用について

- * 働ける人は、その能力に応じて働いてください。
- * 世帯の中に働くことができる人がいる場合には、就労支援や、職業訓練等を受けることができます。
- * 病気やしょうがいなど、一定の理由があつて働けない場合は、その理由や問題の解決が優先となります。

(3) 扶養義務者の援助の活用について

- * 親、子、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。
 - * 扶養義務者の援助については、金銭的な援助のほか、精神的な援助など、どの程度に関わっていただけるかを確認します。
 - * 申請者ご本人から事情を聞き、扶養義務者との関係が著しい関係不良と判断した場合、扶養照会を行わないことがあります。
- ※DVや虐待といった事情があるときなども、照会を行いません。

(4) 他の法律や制度の活用について

- * 年金や各種手当など、生活保護以外の、他の制度で受けられるものがある場合は、手続きの上、活用をしていただきます。

3. ^{せいかつ ほ ご て つづ なが}生活保護の手続きの流れ

① ^{じ ぜん そうだん}事前の相談

- ^{せいかつ ほ ご り よう き ぼう かた ながはま し ふく し じ む し ょ そうだん}生活保護の利用を希望される方は、長浜市福祉事務所に相談ください。
^{そうだん じ こま じょうきよう かくにん}相談時には、お困りの状況を確認させていただきます。
- また、^{せいかつ ほ ご せい ど し く かくしゅせい ど とう かつよう じゅうぶん}生活保護制度の仕組みや、各種制度等の活用について十分な
^{せつめい き うえ せいかつ ほ ご り よう ひつよう ばあい}説明をお聞きいただいた上、生活保護の利用が必要な場合には、
^{しんせい}申請をしてください。
- ^{じ たく びょういんとう うかが そうだん でんわ そうだん}自宅や病院等にお伺いしての相談や、電話での相談もできます。



② ^{しんせい}申請

- ^{せいかつ ほ ご しんせい ほんにん い し ひつよう}生活保護の申請は、ご本人の意思による必要があります。
^{なん じじょう ほんにん しんせい しんぞく だいい}何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で
^{しんせい}申請することもできます。
- また、^{ひつよう おう せいかつじょうきようとう は あく せいかつ}必要に応じ、生活状況等を把握するため、生活されている
^{たく ほうもん おこな きょうりよく}お宅などへの訪問も行いますので、ご協力ください。

しんせい　とき　ようい
申請の時に用意していただくとよいもの

(ただし、なくても手続きは可能です)

- ※ それぞれ、該当するものを、申請される方、全員の分をお持ちください。
- ※ お持ちいただければ、必要な部分のコピーをこちらでお取りします。
- ※ 書類は申請手続き以外の目的に使用しないとともに、個人情報 は固く守ります。
- ※ 生活保護の要否についての調査を速やかに進めるためにご協力 ください。

きょうつう
【共通】

- 印かん、預貯金通帳（申請者全員がお持ちのもの全て 記帳をお願いします）
- 健康保険証
- ねんきんしょうしよ、ねんきんがくかいていつうちしよ（ハガキ）、ねんきんてちょう
- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知書

こうれい
【高齢の方】

- こうきこうれいしゃいりようひほけんしゃしょう 後期高齢者医療被保険者証
- かいごほけんひほけんしゃしょう、かいごサービス利用票

かくしゅせいど
【各種制度】

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子手帳 など
- ふくしりようじゅきゅうしゃしょう、じりつしえんいりようひじゅきゅうしゃしょう、じどうふやうてあてしょうしよ など
- とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょう、ざいりゅう 特別永住者証明証、在留カード

きんろうしゃ
【勤労者】

- きゅうよめいさい、ちよつきん、げつ、こようけいやくしよ 給与明細（直近3か月のもの）、雇用契約書
- こようほけんじゅきゅうしかくしょう 雇用保険受給資格証、ハローワークカード

た
【その他】

- アパート、借家の契約書
- うんでんめんきょしょう 運転免許証
- しやけんしょう、じどうしゃ、ふく、ほけん、じばいせき、にんい、しょう 車検証、自動車（バイクを含む）保険（自賠責、任意）証
- せいめいほけんしょうしよ、た、そんがいほけんなど、ほけんしょうしよ 生命保険証書、その他 損害保険等の保険証書
- ふさいないよう、しよるい 負債内容がわかる書類
- ちりよう、じょうきよう、しよるい 治療の状況がわかる書類
- せいかつれきもう、た、しよ、ふようぎむしやじょうきようしんこくしよ 生活歴申し立て書、扶養義務者状況申告書

③ ちょうさ 調査

- しんせいてつづ あと せいかつ こま じょうきょう せいかつ ほ ご りよう
申請手続きの後、生活に困っている状況や、生活保護を利用する

ようけん み ちょうさ
要件が満たされているか調査します。

※なお、ぼうりょくだんいん げんそく せいかつ ほ ご う
※なお、暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

けいさつ じょうほうていきょう う ぼうりょくだんいん わか ばあい げんせい たいおう
警察から情報提供を受け、暴力団員であることが判った場合、厳正に対応します。



④ けっか つうち 結果の通知

- せいかつ ほ ご りよう けっか しんせい び げんそく か い ない
生活保護が利用できるかどうかの結果は、申請日から原則14日以内

じじょう ちょうさ じかん よう ばあい にち い ない つうち
(事情があり調査に時間を要した場合は、30日以内) に通知します。

- せいかつ ほ ご りよう ばあい ほ ご けっていつうちしょ
生活保護が利用できる場合は、「保護決定通知書」を、

りよう ばあい ほ ご しんせいきやつかつうちしょ こうふ
利用できない場合は、「保護申請却下通知書」を交付します。



⑤ ほ ご ひ しはら 保護費の支払い

ほ ご ひ まいつき か ど にち しゅくじつ ばあい ちよくぜん へいじつ
保護費は、毎月5日(土・日・祝日の場合、直前の平日)に、

げんそく こうざ ふ こ つき ぶん しきゅう
原則として口座振り込みにより、その月の分を支給します。

4. 生活保護のしくみ

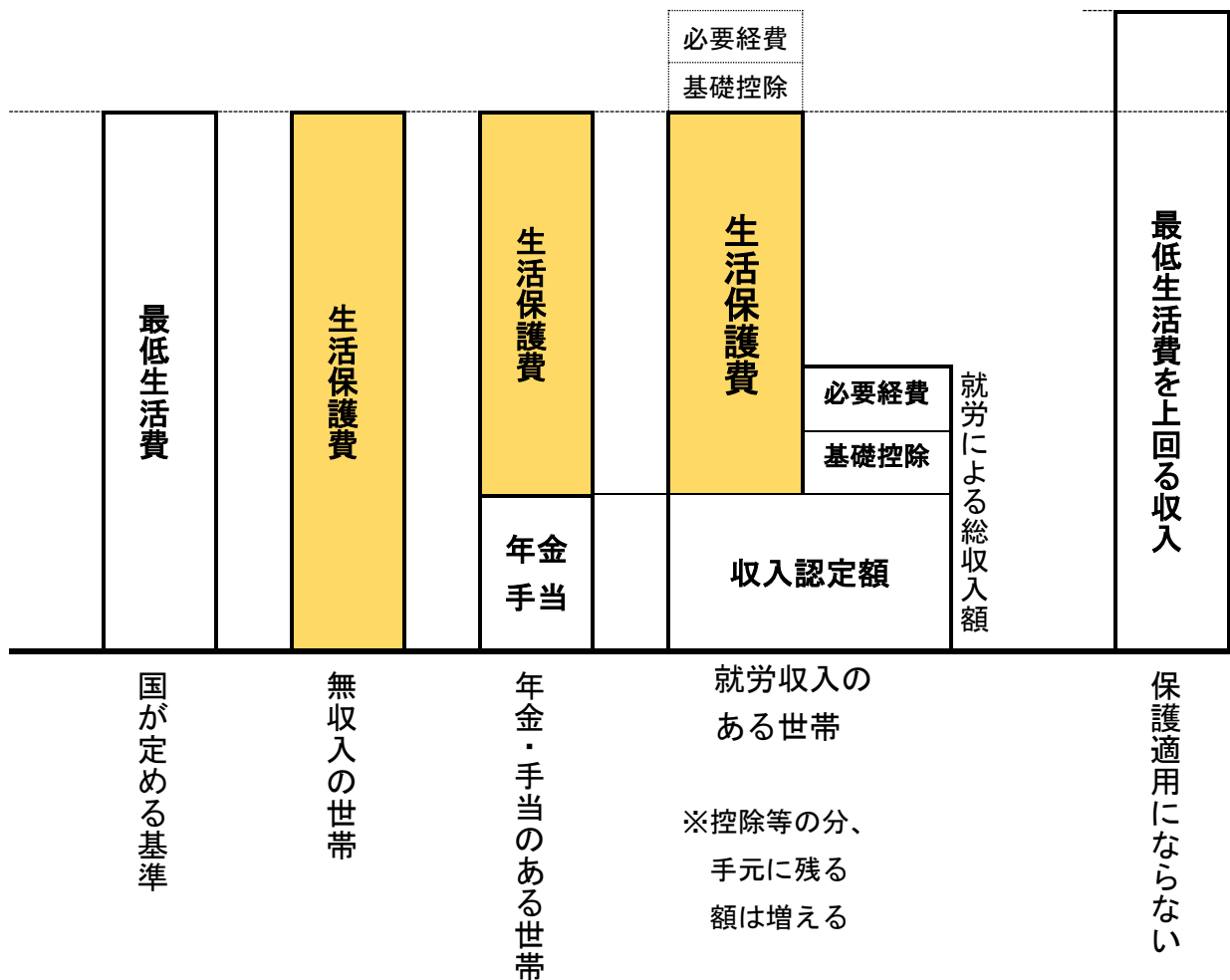
調査を経て、世帯単位の最低生活費（世帯の人数や世帯員の年齢、

障害の有無などを基に、国が定めているもの）と、

世帯の総収入（給料、各種手当など）を比較して、判定します。

収入が最低生活費に満たない場合、生活保護の適用となり、

足りない分が生活保護費として支給されます。



5. 生活保護の種類と内容

つぎのとおり、生活を送る上で必要な費用に対応して、必要に応じ、
国の定める基準にしたがって扶助が支給されます。

支給にあたっては、それぞれ条件や上限額があります。

生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費など） ＊世帯の人数や、個人の年齢によって決まります。
住宅扶助	家賃・地代など ＊家族構成で定められた限度額内で支給されます。
医療扶助	医療費 ＊国民健康保険の範囲内の治療は原則無料です。 ＊直接医療機関へ支払います。
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費、給食代など
介護扶助	介護サービスにかかる費用 ＊直接介護機関へ支払います。
生業扶助	高校等への就学、就労に役立つ技能修得等の費用（限度額あり）
出産扶助	出産にかかる費用（限度額あり）
葬祭扶助	葬祭にかかる費用（限度額あり）
一時扶助	＊福祉事務所が必要と認めた場合に限り、必要最小限で認定します。
	おむつ代、家屋の修理、義務教育の学校の入学準備費用、 引越費用、通院交通費、進学・就職準備給付金 など

6. せいかつ ほ ご けつてい あと生活保護が決定した後

せいかつ ほ ご じゅきゅう かた けんり生活保護を受給する方の権利

- せいかつ ほ ご ようけん み かぎ せいとう りゆう生活保護の要件を満たす限り、正当な理由がなければ、
すで けつてい ほ ご ふ り え き へんこう既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- すで きゅう ふ う ほ ご ひ ほ ご ひ う けんり既に給付を受けた保護費または保護費を受ける権利を
さ お差し押さえられることはありません。

せいかつ ほ ご じゅきゅう かた ぎ む生活保護を受給する方の義務

- はたら のうりよく おう きんろう はげ働けるときは、その能力に応じて勤労に励んでください。
- せつやく せいかつ い じ こうじょう つと節約につとめ、生活の維持・向上に努めてください。
- ふく し じ む しょ せいかつ い じ こうじょう た ほ ご もくてきたっせい福祉事務所から、生活の維持、向上 その他、保護の目的達成に
ひつよう し どうまた し じ う したが必要な指導又は指示を受けたときは、従わなければなりません。
- しゅうにゅう しんこく ていきてき ていしゅつ ひつよう収入の申告などの定期的な提出が必要です。
しゅうにゅうしんこく ふ せいじゅきゅう あつか かのうせい収入申告もれば、不正受給と扱われる可能性があります。

～～ 相談先 ～～

ち く たんとぅいん
地区担当員（ケースワーカー）

- 生活保護や生活の相談は、原則として、あなたのお住まいの地区を担当する職員である、地区担当員（ケースワーカー）が行います。
- 地区担当員は、あなたの世帯に訪問するなどして、生活状況を聞き取りながら、必要な援助や助言を行います。
- 困ったことや、何かわからないことがあれば、なんでも遠慮なく相談してください。お話しの内容などの秘密は固く守ります。

ち い き みんせい い いん
地域の民生委員さんについて

- 民生委員さんは、あなたのお住まいの地域におられ、生活の困りごとや悩みごとの相談にのっていただけます。また、助言を行った上で、必要に応じて、福祉事務所との橋渡しをしていただきます。
- 秘密は絶対に守られますので、安心して相談してください。

こんかい そうだん き しょくいん
今回、相談をお聞きした職員は、_____です。



ながはまし ふくし じ むしょ しゃかいふくし か
長浜市福祉事務所 社会福祉課

ながはましやわたひがしちょう ばんち
〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

☎0749-65-6519